

大阪市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則を公布する。

大阪市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則

(目的)

第1条 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号。以下「法」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(委任)

第2条 次に掲げる事務は、区長に委任する。

- (1) 法第2条又は第8条の規定により、行旅病人若しくはその同伴者又は行旅死亡人の同伴者(以下「被救護者」という。)を救護すること
- (2) 法第3条又は第10条の規定により、被救護者の引取り等を通知すること
- (3) 法第4条、第6条又は第13条の規定により、被救護者の救護に要した費用を徴収すること
- (4) 法第7条の規定により、行旅死亡人の認識に必要な事項を記録し、又は行旅死亡人を埋葬し、若しくは火葬すること
- (5) 法第9条の規定により、行旅死亡人の認識に必要な事項を公告すること
- (6) 法第12条及び第14条の規定により、行旅死亡人の遺留金品を保管し、又は引き渡すこと

(施設への委託)

第3条 被救護者の救護は、区長において適当と認める施設に委託して行うものとする。

(変更)

第4条 被救護者の救護について、他の法令を適用しなければならない事由が判明したときは、速やかに当該法令による取扱いに変更しなければならない。

(通知)

第5条 区長は、被救護者を救護したときは、遅滞なく、被救護者の扶養義務者又は同居の親族(以下「扶養義務者等」という。)に対し、その旨及び被救護者の状況を通知するとともに、引取期間を指定して、その引取りを求めなければならない。

2 区長は、前項の規定により被救護者の引取りを求めた場合において、その必要がなくなつたときは、直ちにその旨を当該被救護者の扶養義務者等に通知しなければならない。

(送還)

第6条 区長は、扶養義務者等が前条第1項の引取期間内に被救護者を引き取らない場合その他区長が救護を行う必要がないと認めた場合には、扶養義務者等に被救護者を送還することができるものとする。

2 区長は、特別の事情により扶養義務者等が前条第1項の引取期間内に被救護者を引き取ることができない場合には、被救護者又は扶養義務者等からの請求により、その期間を延長することができる。

(火葬)

第7条 区長は、行旅死亡人の引渡しを受けたときは、その状況、顔形、遺留物件その他本人を認識するために必要な事項を記録し、その写真を取つて、本市立斎場において火葬しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、火葬しないことができる。

(領事への通知)

第8条 区長は、外国人である行旅病人、行旅死亡人又はこれらの同伴者に対して救護等を行つた場合は、その所属国領事に通知するとともに、その引取り等について協力を求めるものとする。

(公告)

第9条 区長は、法第9条の規定により公署の掲示場に告示するときは、2月間これを掲示するものとする。

(遺骨の保管等)

第10条 死体を火葬した場合において、遺骨を引き取る者がいないとき又は明らかでないときは、本市立斎場において、これを保管するものとする。

2 前項の場合において、骨箱料その他保管に要する費用は、本市の負担とする。

3 第1項の規定による遺骨の保管期間は、火葬した日から1年とし、期間経過後は、本市において適宜処理するものとする。

(費用の弁償)

第11条 区長は、救護に要した費用の弁償を被救護者若しくはその扶養義務者に請求するとき又は行旅死亡人の取扱いに要した費用の弁償をその相続人若しくは扶養義務者に請求するときは、支弁した費用の計算書を添付し、納入期限を指定しなければならない。

(相続人等への通知)

第12条 区長は、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を相続人又は扶養義務者に通知しなければならない。

(1) 法第4条及び第11条の規定により費用の弁償請求をする場合において、遺留金品があるときその金額、品名、数量、見積価格その他必要な事項

(2) 法第12条の規定により遺留物件を売却したときその品名、数量、売却金額その他必要な事項
(検察官への通知)

第13条 区長は、遺留金品をもつて救護及び引取りの費用を支弁し、なお、残余ある場合において、これを引き取る者がいないとき又は明らかでないときは、非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第16条の規定により管轄裁判所に対応する検察庁の検察官に通知しなければならない。

(救護台帳)

第14条 区長は、救護の開始、廃止その他の異動については、所定の様式による救護台帳を備えつけ、登録整理しなければならない。

(報告)

第15条 区長は、所定の様式により、行旅病人、行旅死亡人又はこれらの同伴者に係る前月分の取扱報告書を毎月5日までに、市長に提出しなければならない。ただし、外国人の取扱いに係るものについては、その都度速やかに報告しなければならない。

(施行の細則)

第16条 この細則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。